令和８年度 築上町じんけんミニフェスタ

「地域で育むこどもの権利」

今、私たちにできることを考える

入場無料　手話通訳あり
託児あり（要申込）

日時

12/19（土）13:00 開会

会場

築上町コミュニティセンター（ソピア）

福岡県築上郡築上町大字築城253－1
☎ 0930－52－0066



講師

福岡県立大学
人間社会学部社会福祉学科
准教授
おくむら　けんいち
奥村　賢一 さん

博士（社会福祉学）、社会福祉士、精神保健福祉士。福祉の現場を経て、福岡県内でスクールソーシャルワーカーとして活動。日本学校ソーシャルワーク学会代表理事。
「（仮称）築上町こどもの権利条例策定審議会」会長（令和８年度から）。

主な研究領域
- 学校ソーシャルワーク実践
- 児童虐待防止に向けた家族支援　他

ステージプログラム

13:00｜開会
13:05｜人権作品表彰式

町立小中学校の児童生徒から募集した人権作品の入賞者を表彰します。

13:30｜人権講演会
15:00｜閉会

同時開催プログラム

- 人権作品（入選）展示
 （標語・ポスター）
- 「人権の花」運動
 取組フォトムービー上映

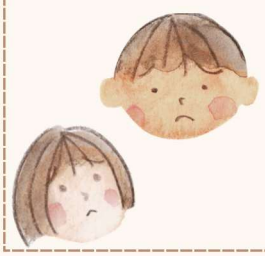
友だちと協力することの大切さや命の尊さを学び、思いやりの心を育む「人権の花」運動。
令和８年度は西角田小学校全校児童が人権擁護委員と一緒に育てた取組の様子を紹介します。

託児申込

ご希望の方は、12/14（月）までに、人数・年齢を下記問い合わせ先にお知らせください。託児は無料です。

関連展示

パネル展
きこえていますか？ ― 子どもの権利と意見表明 ―





子どもには、自分に関わることについて自由に意見を表す権利があります。
展示室のどこかに、子どもの声が書かれた小さなカードが隠れています。
カードを見つけて、子どもの思いに触れてみませんか。

期間｜12/17（木）～12/23（水）
場所｜築上町図書館築きのもり
３階展示室

主　　催｜築上町　築上町教育委員会　築上町人権・同和問題啓発推進実行委員会
お問い合わせ先｜築上町役場 人権課（〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田891-2）
☎ 0930-56-0300

詳細はこちら

12月4日～10日は「人権週間」
一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会を目指して。



子どもの権利条約ってなあに？



「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）は、平成元（1989）年に国連で採択され、196の国と地域が参加している、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。生きること、育つこと、守られること、学ぶこと、遊ぶこと、そして自分の思いを伝えること。世界のどこに生まれても、すべての子どもにこうした大切な権利があることを、みんなで確かめ合った条約です。

子どもは権利の主体

子どもは「弱くて、おとなから守られるだけの存在」ではなく、ひとりの人間として人権をもつ「権利の主体」です。子どもの権利条約は、おとなと同じように子どもの権利を認めると同時に、成長の途中にある子どもならではの保護や配慮も定めています。

権利は生まれながらにもつもので、義務と引き換えに与えられたり、取り上げられたりするものではありません。子どもの権利条約においては、子どもが「権利の保有者」であり、それを守る「義務の担い手」は、国（おとな）です。

子どもの声が届く 意味のある参加

子どもが話せる場があり、聴いてくれるおとながいること、そして、その声が実際の決定に生かされることが「意味のある参加」です。わかりやすく情報を伝えることや、聴いたあとに「こう受け止めたよ」と子どもに返すことも大切です。

日本でも、子どもや若者の声を国の政策に届ける「こども若者✿いけんぷらす」というしくみがあります。

こども若者✿いけんぷらす
（こども家庭庁HP）

出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会HP「子どもの権利条約」



国から町へ ―こどもの権利を守るために―



子どもの権利条約の理念を受け、我が国では令和５（２０２３）年４月に「こども基本法（以下「法」）」が施行されました。

1 法の目的

すべてのこどもや若者が、将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現

2 「こども施策」とは

大人になるまで切れ目なく行われる健やかな成長のためのサポートや、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポート、およびこれらと一体的に行われる教育・医療・雇用などの施策を指します。

出典：こども家庭庁「こども基本法とは？」パンフレット

3 「こども」の定義

法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。

築上町では、条約や法の理念を踏まえ、「（仮称）築上町こどもの権利条例」の制定に向けて取り組みを進めています。
町の子どもたちが自分らしく健やかに成長できる未来を築くため、私たち大人ができることについて、一緒に考えていきませんか。

お問い合わせ先｜築上町役場 人権課 ☎ 0930-56-0300